

●Q&A 成年後見●

Q:母から、最近物忘れが多くなってきたので、今のうちに財産の管理をお願いしたいと言われました。今の段階では判断能力は十分あると思います。成年後見制度というものがあると聞いたのですが、どんな種類がありますか？

成年後見制度は、認知症や知的障害などにより判断能力が不十分になってしまった人の権利を保護するための制度です。判断能力が低下すると、介護施設と契約を締結する行為、自分の財産の管理などを行うことが困難になったり、悪徳商法の被害に遭う可能性が高くなったりしてしまいます。このような方々のために、誰かが代わりに契約を締結したり財産を管理したりする制度が必要となり成年後見制度が生まれました。

大別すると「任意後見」と「法定後見」の2つがありますが、現在のところ判断能力が十分ということですので、「任意後見」に当てはまります。

任意後見は、判断能力があるうちに、自ら代理人（任意後見人）を選定し、判断能力が不十分になってしまった場合に備えて予め公正証書にて任意後見契約を締結し、任意後見人に、自分の生活、財産管理、療養看護に関する事務について代理権を付与しておく制度で、次の3つがあります。

1、将来型

本人の判断能力が不十分になった際に、初めて任意後見契約の効力が生じるもの。

2、移行型

本人の判断能力が十分な間は任意代理契約を、判断能力が不十分となった際に任意後見契約の効力が生じるもの。

3、即効型

任意後見契約を締結した直後に、その効力を生じさせたい場合に有効です。しかし、時間的な面で若干の矛盾が生じる場合があります。

Q:成年後見人になったら、どのようなことをするのでしょうか？

成年後見人は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産の管理や契約などの法律行為を本人に代わって行うことにより、本人を保護・援助します。本人が誤った判断に基づいて契約を締結したような場合には、それを取り消して、被後見人の利益を守るようにしなければなりません。ただし、スーパーなどでの日用品の買い物や実際の介護は一般に成年後見人の職務ではありません。また、事務や財産管理の状況を家庭裁判所又は監督人に報告し、家庭裁判所又は監督人の監督を受けることとなります。

まずは、本人の財産の状況を明らかにし、預貯金、有価証券、不動産、保険などの内容を一覧表にした「財産目録」を作成し、家庭裁判所に提出します。また、本人の生活のための費用を財産から計画的に支出するため、収入、医療費や税金などの決まった支出を把握して収支の予定を立て、「本人収支表」を作成します。日常の財産管理においては、預金通帳などを管理、保管し、本人の財産からの支出を金

銭出納帳に記載し、領収書を一緒に保管しておき、その用途を明確にしておく必要があります。また、必要に応じて、介護サービスの利用契約や施設への入所契約などを、本人に代わって行います。そして、家庭裁判所又は監督人から求めがあれば、財産目録、本人収支表に通帳コピー等の財産資料を添付して、家庭裁判所又は監督人に財産管理状況を報告します。

Q:成年後見の手続きの期間と費用はどのくらいかかるのでしょうか？

期間と費用はケースによりますので、一般的な場合についてお答えします。

認知症になる前の任意後見の場合は、期間は手続き後約1ヶ月程度で次のような費用がかかります。

- ・公正証書作成の基本手数料 11,000 円
- ・登記嘱託手数料 1,400 円
- ・法務局に納付する印紙代 4,000 円
- ・その他本人、受任者、法務局に交付送付する正本、謄本の証書代（1枚 250 円ですが、証書はかなりの枚数になります。）
- ・全体的な手続きや基礎書類の作成を行う専門家への報酬

認知症になったあとの法定後見の場合は、期間は3～6ヶ月で次のような費用がかかります。

- ・家庭裁判所に納める切手、印紙代で 5,000～10,000 円
- ・精神鑑定を要する場合は別途、精神鑑定費用が 5～15 万円
- ・全体的な手続きや基礎書類の作成を行う専門家への報酬